

付 屬 資 料



付 屬 資 料 目 次

| | |
|---|--------------|
| 1. 「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画検討委員会 | 付属 1 |
| ①委員会での検討経過 | 付属 1 |
| ②委員会名簿 | 付属 2 |
| ③委員会からの意見書（抜粋） | 付属 3 |
| ④委員会設置要綱 | 付属 4 |
| 2. パブリックコメント実施結果（概要） | 付属 6 |
| 3. 全体説明会実施結果（概要） | 付属 8 |
| *用語解説（五十音順） | 付属 10 |

1. 「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画検討委員会

①委員会での検討経過

| 回 | 年月日 | 内 容 |
|-------|-----------|--|
| 第 1 回 | H28.6.16 | <ul style="list-style-type: none">・上位関連計画の整理・中心市街地の現況調査・中心市街地の課題(検討事項等)・現在の主要なプロジェクト<ul style="list-style-type: none">・公共施設マネジメントの考え方・分庁舎整備について・観光交流拠点事業について・文化課所管施設について・都市計画課のまちづくりについて |
| 第 2 回 | H28.9.7 | <ul style="list-style-type: none">・第 1 回検討委員会時に要請のあった 3 つの情報提供・主要なプロジェクトの進捗状況・先進地視察報告・住民ニーズ調査の分析報告等・公共施設の配置及び土地利用について(意見交換等)<ul style="list-style-type: none">・中心市街地の基本構造(将来都市像)について・文化施設について・観光交流拠点事業について・松阪市役所周辺について・松阪駅周辺について |
| 第 3 回 | H28.9.26 | <ul style="list-style-type: none">・公共施設の配置及び土地利用について(意見交換等)<ul style="list-style-type: none">・中心市街地の基本構造(将来都市像)について・文化施設について・観光交流拠点事業について・松阪市役所周辺・松阪駅周辺について・その他施設について |
| 第 4 回 | H28.10.31 | <ul style="list-style-type: none">・公共施設の配置及び土地利用について(意見交換等)<ul style="list-style-type: none">・複数案からの検討・絞り込み・計画全体のこれまで検討してきたことの整理及びまとめ |
| 第 5 回 | H28.12.22 | <ul style="list-style-type: none">・「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画(素案)について・今後のスケジュールについて |
| 第 6 回 | H29.5.11 | <ul style="list-style-type: none">・「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画(案)について |



②委員会名簿

検討委員会

敬称略・委嘱時 (H28. 6. 1)

| 氏 名 | 役 職 | 備考 |
|---------|--------------------------------|---------|
| 浦 山 益 郎 | 三重大学 教授 | 学識経験者 |
| 浅 野 聰 | 三重大学 准教授 | |
| 川 口 暢 子 | 名古屋大学大学院環境学研究科 研究員 | |
| 門 晖 代 司 | 松阪市文化財保護審議会 委員 | |
| 山 川 良 樹 | 松阪中央住民協議会 会長 | 地域の代表者 |
| 高 島 信 彦 | 松阪まちなか街づくりネットワーク 会長 | 諸団体の代表者 |
| 村 井 浩 一 | 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会 松阪支部 支部長 | |
| 竹 川 裕 久 | 一般社団法人松阪市観光協会 専務理事 | |

庁内作業部会

| 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | |
|-----------|-------------------------------------|-----------|----------------------------------|
| 氏 名 | 役 職 | 氏 名 | 役 職 |
| 小 林 益 久 | 副市長 | 永 作 友 寛 | 副市長 |
| 中 林 穩 太 | 経営企画部公共施設 マネジメント推進室長 | 中 林 穗 太 | 企画振興部 市政改革課長 |
| 廣 本 知 律 | 総務部財務課長 兼松阪市土地開発公社 業務管理課長 | 近 田 雄 一 | 総務部財務課長 兼松阪市土地開発公社 業務管理課長 |
| 近 田 弘 之 | 産業経済部 観光交流課長 | 近 田 弘 之 | 産業文化部 観光交流担当参事 兼観光交流課長事務取扱 |
| 村 林 篤 | 教育委員会事務局 文化資源活用担当参事 兼文化課長事務取扱 | 榎 原 典 子 | 産業文化部文化課長 |
| 永 作 友 寛 | 都市整備部長 | 小 山 誠 | 建設部長 |
| 白 藤 哲 央 | 都市整備部次長 | 長 野 功 | 建設部次長 |
| 長 谷 川 浩 司 | 都市整備部 都市計画課長 | 長 谷 川 浩 司 | 建設部都市計画課長 |

事務局

| 氏 名 | 役 職 |
|---------|---------------------------------------|
| 笠 井 賢 一 | 建設部都市計画課まちづくり計画担当主幹 兼まちづくり計画係長事務取扱 |
| 下 倉 基 彦 | 建設部都市計画課市街地まちづくり担当主幹 |
| 三 田 歩 | 建設部都市計画課市街地まちづくり担当主査 |

③委員会からの意見書（抜粋）

平成 28 年 10 月 31 日 検討委員会から市長へ提出

4 回の検討委員会を開催して検討した結果、下記のとおり意見をとりまとめたので具申いたします。

1. 検討の目標

松阪市の中心市街地が、市民にとって住みやすい誇りのもてるまちとなるように、また来訪者にとって魅力あるまちとなることを目標に、公共施設の再編を中心とした土地利用計画のために必要な事項を検討しました。

2. 市民活動の拠点の充実

市民ニーズに応えるために行政窓口機能の充実に加え、市民活動の場を駅西地区において整備する。

3. 歴史的資源の再配置と保存活用

殿町地区の町並保存に加えて、観光交流拠点施設等整備事業、史跡松坂城跡整備基本計画を踏まえ、市民にとっても来訪者にとっても魅力あるまちとする。

4. 駐車場の確保

市役所周辺において市民ニーズの高い駐車場を増設するとともに、来訪者を受け入れる駐車場を拡充整備する。

5. 公共施設の集約再編の進め方（五項目）

第一に、観光交流拠点施設本館の建設、市役所分庁舎の再編を進め、市役所周辺に駐車場を確保する。

第二に、駅西地区に行政窓口機能を整備すると同時に、カリヨンビルにある市民活動センターと連携して市民活動の拠点となる場を整備する。

第三に、本居宣長旧宅を史跡松坂城跡から本居宣長宅跡に移築保存し、並行して史跡松坂城跡整備基本計画に沿って本居宣長記念館を移設する。

第四に、史跡松坂城跡整備基本計画の関連事業および松阪公園プールの廃止に関連して、松坂城跡周辺に駐車場を増設整備する。

第五に、これらの施設間を快適に歩いて移動できる水辺を活かした歩行者ネットワークを整備する。



④委員会設置要綱

松阪市「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画を策定するにあたり、松阪市のまちづくり及び中心市街地における効果的な土地利用等について調査及び検討を行うことを目的として、松阪市「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、長期的な展望を踏まえ市長に意見を述べる。

- (1) まちづくり及び中心市街地における効果的な土地利用等に関する事項
- (2) その他「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画の策定に必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 専門的な知見又は学識経験を有する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 公共的団体等を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画の策定が完了する日までとする。

3 委員会に委員長を置く。なお、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長代理を置く。

4 委員長は、第1項第1号から市長が指名する。

5 委員に欠員が生じたときは補欠委員を置くことができるものとし、当該補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 委員長代理は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、職務を代理するものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2. パブリックコメント実施結果（概要）

「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画素案（平成 28 年 12 月 22 日公表）

に対する意見募集

| | |
|-------------|----------------------------|
| 実 施 期 間 | 平成 29 年 1 月 5 日から 1 月 27 日 |
| ご意見をいただいた件数 | 11 件（個人 10 件、団体 1 件） |

□ パブリックコメント一覧 抜粋（各関連ごと）

| 分類 | 意 見 | 市の考え方 |
|--------|---|---|
| 全般 | 計画はどのように決定されるのか。 | パブリックコメントの終了後には、市のホームページで市の考えを示させていただくと共に 2 月 18 日に全体説明会を開催しています。これらの意見を精査し、5 月末の完成に向けて進めていきます。 また、広報、ホームページ等で市民のみなさんに計画に対するご理解を深めていただけるように努め必要な場での報告を随時行っています。 |
| 駅西地区 | 松阪駅西地区の複合施設化について、月極契約者もいて、活用されている駐車場をなくしての複合施設については、反対である。松阪の観光・集客率の低下につながりかねない。 複合施設を作るのであれば駅ロータリーの整備も同時進行しなくては意味がない。 | 駅西地区の複合施設については、駅周囲の駐車場が利用状況が高いと見受けられるなかで、駐車台数の維持、駅ロータリー整備も含めて検討していきます。 |
| 歴史文化施設 | 本居宣長旧宅と本居宣長記念館は、現状の城跡のままでよい。本町、魚町は現在の施設のみで十分で、宣長に興味を持った人は松坂城まで足をのばすと思う。お金の使い方の順番が違うのではないか。学校のエアコンやトイレ、横断歩道の白線など、子供たちや住民の安全等に使ってほしい。 | 特別史跡本居宣長旧宅（以下、旧宅）は松阪市が所有し、その管理機能は本居宣長記念館（以下、記念館）が有しています。将来、記念館が老朽化して建て替えが必要となった場合、史跡松坂城跡保存管理計画に記載があるように、地下遺構に影響を及ぼす耐震や補強工事は認められないとから、建て替えは不可能です。従いまして、記念館は建て替え時に城外へ移転せざるを得ず、それに伴い保存管理の観点から旧宅も併せて移築するという計画です。旧宅の移築先については、特別史跡を所管する文化庁へ確認し、特別史跡本居宣長宅跡以外の選択肢は考えられないと指導を頂いています。 本計画は、20 年後の中心市街地の将来像を考えるなかで公共施設の配置について計画しております。現状の課題・問題点については、関係する部局で対応していきます。 |

| 分類 | 意 見 | 市の考え方 |
|---------|--|---|
| 歴史文化施設 | 本居宣長記念館、鈴屋が城跡から姿を消すと、観光資源としての松坂城跡の魅力は大きく低下すると思う。松坂地域を活性化していくため、「豪商のまち」を象徴するランドマークとして、徳川陣屋（二の丸御殿）を復元できないか。 | 史跡内の建物の復元につきましては、外観や平面が明らかな資料とともに発掘調査による遺構調査の成果を揃えた上で、検討を重ねることとなります。徳川陣屋は明治10年に焼失しましたが、平面図と数点の写真が残されています。しかし、二ノ丸南半分を占める大規模な建物であったことから、数点の写真では全貌は明らかではありません。そのようなことから、現在、徳川陣屋の復元は「史跡松坂城跡整備基本計画書」に記載していません。しかし、史跡松坂城跡の魅力を高めていくことは必要と考えており、現在は樹木の伐採による眺望景観の向上とともに安全性の向上を図っていきます。 |
| 庁舎等・駐車場 | 松阪公民館の移転について、マームへ移転することはいいことだが、今の建物の一部に分館として残せないか。1階部分だけ福祉会館とシェアするなどはどうか。今、公民館を利用している人は高齢者が多く、徒歩か自転車で通っていて、バスを通すからと言われても、行かない人が大部分になるでしょう。 | 松阪公民館の機能を民間商業施設へ移転し、福祉会館の機能を松阪公民館跡を改修して移転することを検討しております。福祉会館の機能を松阪公民館跡の施設に移設した際には余裕がなく、一部を公民館機能として使用することは困難であると考えております。 松阪公民館を利用する方の約5割の方が、自家用車で来館されるなかで、駐車場が不足している状況です。 徒歩または自転車でご利用されている方々には、遠方でご不便をおかけすることになる事もあるかと思われますが、公共交通機関等をご利用頂きたいと考えております。 |
| | 翠松閣用地の駐車場化について（賛成） 市役所周辺の慢性的な駐車場不足解消につながる | 市役所の駐車場が不足している、狭いという住民ニーズ調査等の結果や、各種申請手続時期、休日明け等は満車となることがあり、駐車場の整備を検討していきます。 |
| | プラザ鈴の駐車場化について（反対） 講座の移転先が不明確である | プラザ鈴の講座については、施設を閉館し解体することによって終了します。 講師、講座生の方には説明会を開催させていただきました。各講座については意向を確認しながら、地域の公民館等の趣味クラブやサークルとして活動していただけるよう調整を行っていきます。 |

□ 実施結果については、下記ホームページで公開しています。

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/site/toshikeikaku/goushou-soan-pabukomematom.html>

3. 全体説明会実施結果（概要）

「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画素案（平成 28 年 12 月 22 日公表）

についての説明会

| | |
|------|--------------------------------|
| 開催日 | 平成 29 年 2 月 18 日（土）14 時から 16 時 |
| 開催場所 | 松阪市産業振興センター 3 階研修ホール |
| 内 容 | ・計画素案の説明（説明者：市長 竹上真人） ・質疑応答 |
| 参加者 | 83 名 |



□ 当日行ったアンケートの結果（簡易集計）

| アンケート回収状況 | | |
|-----------|------|-------|
| 参加者数 | 回収枚数 | 回収率 |
| 83人 | 60枚 | 72.3% |

Q1：性別・年齢について教えてください。

お住まい

| 本庁管内 | | | 嬉野管内 | 三雲管内 | 飯南管内 | 飯高管内 | 市外 | 無回答 |
|--------|----------|-----|------|------|------|------|----|-----|
| 計画対象区域 | 計画対象区域以外 | その他 | | | | | | |
| 21 | 25 | 6 | 1 | 1 | 2 | 0 | 2 | 2 |

年齢

| 10歳代 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代以上 | 無回答 |
|------|------|------|------|------|------|--------|-----|
| 0 | 1 | 3 | 5 | 24 | 15 | 10 | 2 |

性別

| 男性 | 女性 | 無回答 |
|----|----|-----|
| 50 | 7 | 3 |

Q2：本日の全体説明会のことを、どちらでお知りになりましたか。

| 広報まつさか | ホームページ | 新聞 | 人から | その他 | 無回答 |
|--------|--------|----|-----|-----|-----|
| 18 | 19 | 4 | 14 | 8 | 3 |

Q3：本日説明した計画の内、どの事業に興味がありますか。

もっとも興味のあるものを一つお答えください。

| | |
|----------------|----|
| 松阪駅西地区の複合施設 | 29 |
| カリヨンビル（官民連携施設） | 7 |
| 観光交流拠点施設 | 12 |
| 本居宣長関連（旧宅・記念館） | 15 |
| 市役所分庁舎整備 | 8 |
| 市営駐車場周辺 | 3 |
| 都市計画道路東町松江岩内線 | 2 |
| これら以外（※1） | 8 |
| 未記入 | 5 |

※1「これら以外」の記載内容は以下のとおり

論議そのもの、プラザ鈴、市役所周辺に駐車場が増えること、マームへの公民館移転
松阪駅東地区整備、中央公民館、松阪公民館移転について、旧長谷川邸の保存と活用
との関連

Q4：計画に記載された取り組みを進めるにあたり、気になる点、

配慮が必要と思う点はどれですか。一つお答えください。

| 予算 | 時期 | 市民の参画 | 維持費 | その他（※2） | 未記入 |
|----|----|-------|-----|---------|-----|
| 11 | 19 | 29 | 7 | 1 | 7 |

※2「その他」の記載内容は以下のとおり

計画性と遂行の計画性

注：「一つお答えください」の質問に対しても、複数回答があるなど、回収枚数と

回答数は必ずしも一致しません。

□ 実施結果については、下記ホームページで公開しています。

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/site/toshikeikaku/tyushinshigaichi-tochiriyoukeikaku-setsumeikai-kekka.html>

*用語解説（五十音順）

| 用語 | 解説 | 該当ページ |
|------------------------|---|--|
| 観光入込客数 | 主要な観光施設やイベント等に訪れた観光客数を累計したもの。 | 23, 31 |
| 景観計画 重点地区 | 松阪市景観計画において、良好な景観の形成が特に必要な区域として指定した地区 | 8, 22, 31 |
| 公共施設 マネジメント | 公共施設を自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みのこと。 | 7, 32 |
| 総合窓口 (ワンストップ 窓口) | 市役所の行政手続きが、複数個所を訪れずに済ますことができる窓口システム。 | 30 |
| 地区計画 | 街区単位できめ細かな市街地を実現していく制度。当該地区内の住民等にとっての良好な市街地環境の形成又は保持のための地区施設及び建築物の整備並びに土地利用に関する一体的かつ総合的な計画。 | 5, 8, 14, 17, 31, 33 |
| 都市機能 | 電気や水道の供給、交通手段の提供、行政機能、および商業、教育、観光の場など、都市が持つ都市としての機能。 | 20, 30, 31, 33, 34 |
| 都市計画道路 | 都市の将来像を見据えたうえで、道路機能や役割に応じて都市計画法の手続きにより定められた道路で、住宅地と交通機関、公園をつなぐなど、都市の骨格となる道路。 | 5, 19, 31, 33, 34, 35, 36, 37, 40, 41, 付属 9 |
| 都市計画 マスターplan | 市町村の都市計画に関する基本的な方針。都市計画法第 18 条の 2 により、市町村の建設に関する基本構想ならびに都市計画区域の整備、開発および保全の方針に即し、定めるもの。 | 5, 31, 33 |
| 土地利用 ゾーニング | 地域・地区の一体的な土地利用を図り、土地を利用目的などによって区分すること。 | 34 |
| 特化係数 | ある地域の特定の産業の相対的な集積度。強みを見る指標。 | 23 |

| 用語 | 解説 | 該当ページ |
|-----------------|---|-------------------------------------|
| パーソントリップ(P T)調査 | 「人(パーソン)の動き(トリップ)」を把握することを目的とした調査。調査内容は、どのような人が、どこからどこへ、どのような目的・交通手段で、どの時間帯に動いたかについて、調査日1日の全ての動きを調べる。 | 20 |
| パブリックコメント | 公的な機関が計画などを定める時、事前にその影響が及ぶ対象者などの意見を聴取する仕組み。 | 2, 付属6 |
| 文化財 | ・有形文化財 建造物、絵画、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、歴史上、芸術上、学術上価値の高い文化財。 | 22 |
| | ・登録有形文化財 文化財登録制度により、文化財登録原簿に登録された有形文化財。 | 32 |
| | ・指定文化財 国や自治体が保護の対象として指定した文化財。 | 22 |
| | ・重要文化財 有形文化財のうちで国が重要として指定した文化財。 | 8, 22 |
| | ・史跡 貝塚・古墳・城跡などの遺跡のうち歴史・学術上価値の高いもので国または自治体が指定したもの。 | 7, 10, 22, 31, 32, 35, 36, 付属3, 付属7 |
| | ・特別史跡 史跡のうちで国が特に重要として指定した史跡。 | 22, 32, 36, 付属6 |
| 便益施設 | トイレや休憩所、売店など、利用者の利便性を向上する施設。 | 36, 37, 40, 41 |
| 容積率 | 建築物の各階の床面積の合計の敷地面積に対する割合。 | 8, 13, 31 |
| 用途地域 | 市街化区域内の一定の区域を、住居・商業・工業系の12種類に分け、その用途に応じて建築物を規制することにより、住環境の保護、商工業の利便性を高める等土地の適正な利用をはかる制度。 | 5, 8 |
| ライフサイクルコスト(LCC) | 建築物が計画・建設され、実際に運用され、維持、修繕や改修などが行われながら、最終的に解体されるまでにかかる費用。 | 7, 31 |

「豪商のまち松阪」
中心市街地土地利用計画
～公共施設の配置を中心とした土地利用計画～

■発行日/ 平成 29 年 5 月
■発 行/ 三重県松阪市
■編 集/ 松阪市建設部都市計画課
〒515-8515
三重県松阪市殿町 1340 番地 1
TEL:0598-53-4168
FAX:0598-26-9118
E-mail:tos.div@city.matsusaka.mie.jp
